

第 57 号

「子ども・子育て関連法(新システム)」を 実施しないことを求める意見書提出の件

1 子どもの保育に格差を持ち込む「子ども・子育て関連法（新システム）」を実施しないよう、国に意見書を提出すること

自民党県議団の採決…**不採択**

急速に少子化が進行し、早急な対策を迫られているにも関わらず、働く女性の増加に伴い深刻化する待機児童問題や、子育て支援の制度・財源の縦割りなど、子育てを巡る課題は数多い。

8月10日に成立した子ども・子育て関連3法では、幼児期の学校教育・保育、地域における子ども・子育て支援を推進するため、子育てを社会保障の重要な柱と位置づけるとともに、消費税率の引き上げによる恒久財源の確保を前提に、保育の質的・量的拡充を含む子育て支援に総額年1兆円を充てることが合意されました。

改革の目的は、待機児童の解消だけではなく、親の就労状況を問わず、就学前のすべての子どもに良質な教育・保育を一体的に提供する体制づくりであり、既存の保育所や幼稚園から認定こども園への移行は義務付けられず、設置主体は国、自治体、学校法人、福祉法人のみに限られることから、現状の保育制度を抜本的に変更するものではない。

また、市町村は、地域における子ども・子育てニーズに基づき策定する5ヵ年計画に沿って事業を実施し、国と都道府県は重層的に市町村を支えることとされていることから、保育の供給における公の責任を放棄し、民間に委ねるものでもない。

以上のことから、当該法律は、現状の保育制度を抜本的に変更するものではなく、むしろ恒久的財源の確保により子育て支援の量的・質的向上に資するものであることから、本請願には賛同できず、「不採択」を主張しました。